

一抜け方式の試行について

1 目的

本市における入札制度は、中小企業者に関する国等の契約の基本方針に基づき、分離・分割発注を行っており、市内本店事業者における受注機会の確保を図ってきました。

更なる受注機会の確保に向け、試行的に建設工事における一抜け方式を導入するものです。

2 一抜け方式とは

同一日に執行される複数の開札において、先の開札で落札（候補）者となった者が行った、それ以降の入札を無効とする方式です。

1 件目の開札			2 件目の開札			3 件目の開札	
応札者	開札結果		応札者	開札結果		応札者	開札結果
A	落札（候補）者	▶	A	無効	▶	A	無効
B			B	落札（候補）者		B	無効
C			C			C	落札（候補）者
D			D			D	
E			E			E	
⋮			⋮			⋮	

3 一抜け方式の運用について

一抜け方式の運用については、次のとおりとします。

- (1) 条件付一般競争入札又は設計金額が6,000万円以上の事後審査型条件付一般競争入札（格付要件型）で発注する工事のうち、次の業種の建設工事を対象とします。

- ア 土木一式
- イ 土木一式（配水管工事）
- ウ 建築一式
- エ 舗装

※土木一式と土木一式（配水管工事）は別業種とします。

- (2) 公告日、開札日及び発注業種が同一の案件に限ります。

なお、落札（候補）者となれる件数は1日の開札において1件とします。

- (3) 対象となる開札件数に対して、競争性が確保できる参加者数が見込まれる案件である等、上記1目的に合致する工事とします。

4 適用除外

総合評価落札方式（工事成績重視型）は、一抜け方式試行の適用から除外します。

5 事後審査による落札候補順位変動が生じた場合について

事後審査によって、落札候補者が失格となる場合には、次のように、落札候補者の順位に変動が生じることがあります。

開札の結果、1件目の開札の落札候補者がA、2件目の開札の落札候補者がBの場合

- (1) 1件目の開札において、審査の結果、落札候補者Aが失格となった場合、B以下の順位が繰り上がり、落札候補者がBとなります。
- (2) 2件目の開札結果で、既にBが落札候補者となっていた場合には、Bの2件目の入札を無効とし、**落札候補順位2位のCを繰り上げ、Cを落札候補者とします。**

	1 件目の開札		
	予定価格：1 億円		
応札者	開札結果	▶	審査結果
A	落札候補者		失格
B	落札候補順位 2 位		落札候補者
C	落札候補順位 3 位		落札候補順位 2 位

	2 件目の開札		
	予定価格：6 千万円		
応札者	開札結果	▶	審査結果
A	無効		-
B	落札候補者		無効（1 件目の落札候補者）
C	落札候補順位 2 位		落札候補者

このように落札候補順位に変動が生じた場合には、新たな落札候補者に対して、事後審査に係る御連絡をすることがありますので、ご了承ください。